

令和5年度第12回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年3月6日(水)午後2時00分から
2. 開催場所 男鹿市役所3階 第一会議室
3. 出席委員数 (19名)
出席者 (会長) 吉田陽一
(代理) 戸部秀悦
(委員)
1番 佐藤洋介 2番 加藤和洋 3番 伊藤淑榮
4番 鈴木和俊 5番 高橋郁雄 6番 清水司
7番 三浦栄子 8番 原田智也 9番 鈴木孫城
10番 武田一雄 11番 三浦富美男 12番 佐藤正樹
13番 目黒千衣子 14番 山本義則 15番 伊藤賢一
16番 鈴木豊則 17番 鈴木誠孝
4. 欠席委員 (0名)
5. 農業委員会業務報告(2月分)
6. 報告事項
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議事案件
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて
議案第35号 農作業標準料金表(案)について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
副事務局長 佐藤秀樹
主席主査 鈴木俊市
10. 会議の概要

事務局	<p>本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和 5 年度第 12 回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が 1 件、議事案件が 3 件であります。</p> <p>始めに、吉田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
吉田陽一会長	<p>委員の皆様、お忙しいところ定例総会にご出席下さいましてありがとうございます。</p> <p>3 月に入り、いよいよ農作業の準備が始まろうかという時期であります。先日、降雪により冬に戻ったかのような状況に多少の不安を感じております。</p> <p>また、依然として農業資材や燃料価格等の高騰により農家の経営は厳しい状況であります。今年が良い年になるよう希望をもって、農作業に臨みましょう。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてであります。</p> <p>出席委員は 19 名中 19 名で、総会の定足数に達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(一任の声)</p> <p>一任との声が出ましたので、署名委員には、7 番の三浦栄子委員、8 番の原田智也委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。</p> <p>続きまして、農業委員会業務報告は、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2月の農業委員会の業務報告です。</p>

6日、火曜日、第11回農業委員会定例総会、5階大会議室、農業委員19名の出席をいただき実施しております。

同日、午後3時半より農業者年金加入推進特別研修会を一般社団法人秋田県農業会議から講師を迎えて実施しております。

14日、水曜日、秋田地方法務局の照会に対する現地確認としまして男鹿中地区で10時半より吉田陽一会長、清水司委員、三浦富美男委員、鈴木局長補佐が調査を行っております。

19日月曜日、3条の関係の現地確認といたしまして、北浦地区において、9時半より、山本義則委員、鈴木局長補佐、福米沢地区において、1時半より、原田智也委員、鈴木局長補佐が調査を実施しております。

21日の水曜日、令和5年度農業委員会地区別の農地利用最適化報告研修会が、秋田パークホテルにおいて、午後1時半より行われ、吉田陽一会長が出席しております。

22日、木曜日、3条の現地確認といたしまして、野石地区において、10時より、佐藤洋介委員、鈴木事務局長補佐が実施しております。

同じく1時半、秋田県農業会議常設審議委員会が秋田パークホテルで行われ吉田会長が出席しております。

26日、月曜日、業務打ち合わせとして、農業委員会事務局において、9時より、吉田陽一会長、戸部秀悦職務代理者と事務局で行っております。

27日火曜日、令和5年度大潟村外周辺4市町農業委員会連絡協議会が、大潟村のポルダール湯の湯において3時半に行われ、吉田陽一会長、戸部秀悦職務代理者、鈴木局長補佐の3名が出席しております。

その下段ですが、令和6年3月男鹿市定例議会の会期と日程表を記載しておりますので参考にしてください。

その下段は、今後の予定です。

3月6日、第12回男鹿市農業委員会定例総会、午後2時より、市役所となっております。

3月22日、第96回秋田県農業会議増設審議委員会が秋田パークホテルにおいて実施の予定です。

3月25日、業務打ち合わせとして、事務局で実施する予定です。

3月29日、出向辞令ですが、辞令交付の予定です。

男鹿市役所において、4月1日、辞令交付。

4月5日、令和6年度第1回農業委員会定例総会が市役所で実施

	<p>の予定です。 報告は以上です。</p>
事務局	<p>予定の報告書の補足といえますか、訂正をお願いします。 21日、水曜日、令和5年度、農業委員会、地区別、農地利用最適化報告研修会の方であります。吉田陽一会長の他に、清水司委員と事務局が出席しておりますので、ホームページに載せる際には、加えて掲載しますので、訂正をお願いします。</p>
議長	<p>報告についてご意見ございませんか。 よろしいですか。</p>
議長	<p>続きまして報告事項をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の議案書の1ページ目をご覧ください。 農地法第18条合意解約の案件であります。 それでは、申請番号1号から順にご説明いたします。 1号2号は、同じ案件でありますので、一括して説明いたします。 払戸字大堤下千間〇番地、他3筆、地目、田、面積計4,122平米、渡人が、A他1名、受人が払戸のB。 貸人の都合で1号2号とも、他者への所有権移転のためです。 続きまして、2ページ目をご覧ください。 申請番号3号、福米沢字土花新田〇番地、地目、田、面積、5,121平米。 渡人が福米沢のC、受人が、福米沢の、この部分で訂正をお願いします。 Dさんになっておりますけども、Dさんは亡くなっており、代わりにEさんが届人になります。 この3号については、借人の都合で、他者と賃貸契約の予定です。 申請番号4号、払戸字大堤下千間〇番地、他7筆、地目、田、面積計7,198平米、渡人が払戸のF、受人が払戸のG、貸人の都合で、他者への所有権移転のためです。 続きまして3ページ目をご覧ください。 申請番号5号、野石字五明光〇番地、地目、田、登記地目は、畑ですが、現況は、田であるという意味です。 一筆、面積2,773平米、渡人が野石のH、受人が野石のI、これは</p>

<p>議 長</p>	<p>公社を通した 3 者契約の合意解約になります。</p> <p>借人が耕作できなくなり、今後、他者と賃貸借予定です。</p> <p>申請番号 6 号、福川字堅石〇番地、地目、田、面積 923 平米、渡人が神奈川県 J、受人が角間崎の K、貸人の都合で、他者への所有権移転のためです。</p> <p>続きまして、4 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 7 号、福米沢字福米沢新田〇番地、地目、田、面積 8,471 平米、渡人が北海道の L、受人が福米沢の M で、借人の都合で、他者との貸借権設定のためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局から説明ございましたが、何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、報告事項は、以上で議事案件に入ります。</p> <p>議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可措置について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、皆様、議案書の 5 ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第 33 号、農地法第 3 条の案件であります。</p> <p>申請番号 1 号より順に説明いたします。</p> <p>申請番号 1 号、所有権移転の案件であります。</p> <p>北浦安全寺字大台野〇番地、他 24 筆、地目、田 21 筆、畑 4、面積計 4 万 7,894 平米。</p> <p>渡人が、北浦の N、受人が同じく北浦の O で、同じ住所でありまして、親から子への、受贈、経営移譲で無償譲渡です。</p> <p>申請番号 2 号、福米沢字土花〇番地、他 1 筆、地目、田、面積、計 1,333 平米、渡人が福米沢の P、受人が福米沢の Q。</p> <p>渡人が高齢化による経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で親族間で渡人から依頼で、受人が受けるものです。</p> <p>新規の 5 年契約で、10 アール当たり米 1 俵、水利費は、貸人負担です。</p> <p>そして申請番号 3 号から、一番後ろの 10 ページまであります。</p> <p>24 号までの案件です。</p> <p>この案件に関し、すべて八峰町の S の案件ですので、一括して説明</p>

	<p>します。</p> <p>野石字柳原〇番地他、105筆、地目、田が100筆、畑5筆、面積が計2万7,277平米、渡人が野石のR他21名、受人がSで、渡人が相手方の要望を受け人が経営規模の拡大です。</p> <p>すべて新規の5年契約で、10アール当たり3千円です。</p> <p>水利費は、いずれも貸人負担です。</p> <p>Sの案件ですが、今まで三種町の法人が相対で契約して、大豆をやっていたそうです。</p> <p>大豆は、収量がよくないということで、その法人が手を引くとなつたので、Sの従業員で、知り合いがいたことから、うちの方で引き受けますということで、この農地でソバをやるということです。</p> <p>ほとんどビニール水田のようなところになっていたということでありました。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	<p>事務局から説明ございました。</p> <p>何かご意見ございませんか。</p> <p>はい、加藤和洋委員。</p>
加藤和洋 委員 事務局	<p>全部ソバですか。</p> <p>全部稲をやるということですが、条件が悪いので、今年度は、今の時期の話だったので稲が間に合わないの、今年度は、現状維持といいますか、管理だけを行って、来年度から稲を作付するということでした。</p> <p>あと、畑のようにになっているビニール水田は、ソバをやることにしています。</p>
加藤和洋 委員 事務局	<p>この、Sっていう方は、旧若美地区で耕作してるのか。</p> <p>Sに確認したところ、現在、Sでは、15名の従業員がいて、運営しており、さらに今回、この男鹿市の農地を管理するために、2名をこちらに派遣して、機械をそちらから持ってきたり、その地域の農地を借りる方で、もう農家を辞めている方がいるので使える機械があれば借りて、という方法で運営していくということでもあります。</p>

議 長	はい、加藤和洋委員、いいですか。
加藤和洋委員	本当であれば、私も野石地区だから、誰かがやるっていうがいればいいんだろうけれども。 こういうふうに市外の方が、やるっていうので、残念。
議 長	加藤和洋委員に、このお話は聞こえていましたか。
加藤和洋委員	佐藤洋介委員は、聞いていたようです。 こうなれば、皆そちらへ行ってしまいます。 後継者が、家にいないので。
議 長	農地の現状、条件は、いいところですか。
事務局	条件は、良くないと言っていました。
加藤和洋委員	わかりました。
議 長	この件について、他にご意見ございませんか。 (発言なし)
議 長	無ければ、次に進めたいと思います。 続きまして議案第 34 号農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、最初の申請番号 1 番に農業委員会法第 31 条、議事参与案件により関係する 18 番戸部秀悦委員の退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。
議 長	(退席後) 再開いたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。 皆様、議案書の 12 ページをご覧ください。 申請番号 1 号の所有権移転の案件についてご説明いたします。

事務局	<p>払戸字大堤下千間〇番地、他 4 筆、地目、田、面積計 5,167 平米、渡人が払戸の B、受人が払戸の T、総額 220 万円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からご説明について、ご意見をお願いいたします。</p>
加藤和洋 委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>加藤和洋委員。</p>
加藤和洋 委員	<p>どういう経緯でこれ B が売ることになったのか。</p> <p>今まで増やしてきた経緯がある。</p>
議 長	<p>T が、周辺の田んぼを取得し、その真ん中で耕作しているということ を伺っている。</p>
事務局	<p>以前も何件か上がっていましたが、周囲の農家の方々も、もう担い 手がなく、耕作を辞めてしまうので、そこを、この U が受けた。</p> <p>そうしたら B の農地が、T の耕作地の一角で、そこを T が買えば大 きい団地になるということで、今回買うということです。</p>
議 長	<p>いいですか。</p>
加藤委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席委員の着席を確認し)</p>
議 長	<p>では再開いたします。</p> <p>次お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、引き続きご説明いたします。</p> <p>皆様 12 ページ目を引き続きご覧ください。</p> <p>申請番号 2 号から、5 号まで、14 ページ目の 5 号までは、同じ受人 で、一括して説明いたします。</p>

払戸字大堤下千間〇番地、他 14 筆、地目、いずれも田、面積計 1 万 2,873 平米、渡人が、払戸の U 他 3 件、受人が払戸の T、総額 2 号、2 号と 4 号が 80 万円。

3 号が 35 万円、5 号が 200 万円です。

続きましては 14 ページ目をご覧ください。

申請番号 6 号、福川字堅石〇番地、地目、田、面積 923 平米、渡人が神奈川県 V、受人が福川の W、総額 15 万円です。

続きまして、15 ページ目をご覧ください。

申請番号 7 号、福川字上谷地〇番地他 2 筆、地目、田、面積、計、計 9,069 平米、渡人が潟上市の X、受人が福川の Y、総額 181 万 3 千円です。

申請番号 8 号、脇本富永字下谷地〇番地、他 5 筆、地目、田、面積計 2,284 平米、渡人が脇本の Z、受人が脇本の a 総額 3 万円です。

その 3 万円については、今荒らしている田で、今年は、自分で整備をするのに時間がかかるため、作付を行うのは来シーズンになろうか、という話でした。

そのため、先ずこの金額ということです。

続きまして 16 ページ目をご覧ください。

申請番号 9 号、船越字根木〇番地、他 1 筆、地目、田、面積計 2,108 平米、渡人が船越の b、受人が、船越の c、総額 60 万円です。

申請番号 10 号、福米沢字土花新田〇番地、他 8 筆、地目、田、6 筆、畑 3 筆、面積が、計 1 万 5,002 平米、渡人が福米沢の d、受人が松木沢の e、総額 243 万 4 千円です。

続きまして、10、17 ページ目をご覧ください。

申請番号 11 号、本内字平台〇番地、地目、畑、面積、3,060 平米、渡人が本内の f、受人が鶴木の g、総額 84 万円です。

以上で所有権移転を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、所有権移転に関し、何かご意見ございませんか。

議長

何かありませんか。

(異議なしの声)

議長

よければ、次に進めたいと思います。

次、賃借権に入る前に 12 号から 13 号の農用地利用集積計画(案)

	<p>の諮問に対し、議事参与案件等に当たる先議をしたいと思いますので農業委員会法第 31 条の規定により 11 番山本義則委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席を確認してから)</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>では、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 18 ページ目をご覧ください。</p> <p>議案予算案記載案件に関してご説明いたします。</p> <p>申請番号 12 号から 13 号が、同じ受人で一括して説明します。</p> <p>北浦北浦字種田〇番地、他 1 筆、地目、田、面積計 1 万 96 平米。渡人が北浦の h 他 1 名、受人が北浦の i、新規の 10 年契約で、いずれも新規の 10 年契約、10 アール当たり米 1 俵、水利費は、借人負担です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の説明について何かございませんか。</p> <p>(挙手なし)</p>
議 長	<p>無しということで、この件について決定したいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認し)</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>続いて、順番は違いますが、議事参与案件等に当たる先議をしたいと思いますので農業委員会法第 31 条の規定により、申請番号が 32 号から 33 号の案件で、清水司委員の退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席か確認してから)</p>

議 長	再開いたします。 説明をお願いします。
事務局	<p>議事参与案件で、議案書のページを飛びまして、28 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 32、33 におきましては、同じ受人でありますので一括して説明します。</p> <p>船越字サツピ〇番地、他 8 筆、地目、田、面積計 6,221 平米、渡人が船越の E 他 1 名、受人が、船越の F。</p> <p>これは、全て再設定案件でありますので、詳細は割愛します。</p> <p>すべて再設定で 5 年契約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、説明ございました。</p> <p>何かご意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしということです。</p> <p>では、暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認して)</p>
議 長	<p>では、再開いたします。</p> <p>続きまして、申請番号 34 の議事参与案件等に当たる先議をしたいと思っておりますので農業委員会法台 31 条の規定により、11 番の三浦富美男委員の退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席か確認してから)</p>
議 長	再開します。 事務局から、説明をお願いします。
事務局	<p>続きまして、29 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 34、福川字上谷地〇番地、他 2 つです。</p> <p>地目、田、面積計 5,598 平米、渡人が脇本の G、受人が脇本の</p>

	<p>H¹。</p> <p>再設定案件でありますので詳細は、割愛します。 再設定の5年契約です。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明について、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長 議 長	<p>異議なしということでありました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認して)</p>
議 長	<p>再開いたします。 続きまして申請番号の35番の議事参与案件等に当たる先議をした いと思いますので農業委員会法台31条の規定により、17番の鈴木誠 孝委の退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(退席か確認してから)</p>
議 長	<p>再開します。 事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページ目をご覧ください。 29ページ目の下段、申請番号35号、払戸字尻深一番谷地○番 地、他12筆、地目、田、面積計9,420平米、渡人が大湊村のⅠ、受人 が払戸のⅡ。</p>
事務局	<p>これも再設定案件ですので詳細を割愛して、再設定の5年契約で あります。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明について、ご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>

議 長	<p>異議なしということでありました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認して)</p>
議 長	<p>再開いたします。 続きまして申請番号の 36 番の議事参与案件等に当たる先議をした いと思いますので農業委員会法第 31 条の規定により、7 番の三浦栄 子委員の退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(退席か確認してから)</p>
議 長	<p>再開します。 事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 30 ページをご覧ください。 申請番号 36 号、払戸字尻深一番谷地〇番地、他 16 筆、地目、田、 面積計 1 万 4,819 平米、渡人が払戸の K、受人が、鶉木の L。 再設定の 5 年契約です。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明について、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしということで、このように決めます。 暫時休憩をいたします。</p> <p>(着席を確認して)</p>
議 長	<p>再開いたします。 事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の方、19 ページ目まで戻りまして、19 ページの申請番号 14</p>

号から順にご説明いたします。

申請番号 14 号から 17 号までは、同じ受け人で一括して説明いたします。

福米沢字福米沢新田○番地、他 18 筆、地目、田、面積計 5 万 5,165 平米、渡人が福米沢の j、受人が船越の k。

新規の 5 年契約で、10 アール当たり 1 万 2 千円。

水利費は、借人負担です。

そうすれば、ページを飛びまして、21 ページ目をご覧ください。

21 ページ目、申請番号 18 号から 20 号までは、同じ受入ですので一括して説明いたします。

払戸字小堤下千間○番地、他 24 筆、地目、田、面積計 2 万 5,466 平米。渡人が払戸の l 他 2 名、受人が払戸の m。

新規の 5 年契約。

18 号が、新規の 5 年契約。

19 号が新規 3 年契約。

20 号が新規の 1 年契約ということで、いずれも 1,010 アール当たり米 1 俵で、水利費は、いずれも借人負担です。

22 ページ目をご覧ください。

22 ページ目の下段の申請番号 21 号から説明いたします。

申請番号 21 号から 22 号まで同じ受入で一括して説明いたします。

脇本脇本字八枚縄手○番地、他 11 筆、地目、田、面積計 1 万 400 平米、渡人が脇本の n 他 1 名、受人が脇本の o、新規の 10 年契約で、10 アール当たり米 1 俵、水利費は、いずれも借人負担です。

続きまして 23 ページ目をご覧ください。

申請番号 23 号から 24 号まで、同じ受入となりますので一括いたします。

五里合琴川字袖ノ沢○番地、他 4 筆、地目、田、面積計 1 万 500 平米、渡人が、五里合の p 他 1 名、受人が、五里合の q。

23 号が新規 10 年の 10 アール当たり 1 万 5 千 200 円。

24 号が新規 10 年の米、10 アール当たり 0.4 俵。

水利費は、いずれも借人負担です。

それでは、24 ページ目をご覧ください。

24 ページ目の下段、申請番号 25 号、脇本百川字方丈田○番地、他 3 筆、地目、田、面積計 4,124 平米、渡人が脇本の r、受人が脇本の s。

新規 6 年契約で、10 アール当たり米 1.5 俵です。

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>水利費は、貸人負担です。 続きまして、25 ページ目をご覧ください。 申請番号 26 号、松木沢字松木新田○番地、他一筆、地目、田、面積計 7,743 平米、渡人が松木沢の t、受人が松木沢の u。 新規の 10 年契約で、10 アール当たり 1 万円。 水利費は、借人負担です。 申請番号 27 号の野石字海老沢○番地、地目、田、面積 1,249 平米、渡人が払戸の v で、受人が野石の w。 新規 5 年契約で、10 アール当たり 1 万円。 水利費は渡人負担です。 続きまして、26 ページ目をご覧ください。 申請番号 28、脇本富永字太田○番地、他 17 筆、地目、田、面積計 1 万 8,558 平米、渡人が、脇本の x、受人が脇本の y。 新規 3 年 9 ヶ月、10 アール当たり米 1 俵。 水利費は、受人負担です。 契約期間につきましては、xとyは、他にも契約もあり、契約終期を合わせるということです。 申請番号 29 号、脇本脇本字町尻○番地、他 4 筆、地目、田、面積計 5,155 平米、渡人が脇本の z、受人が脇本の A´。 新規の 5 年契約で、10 アール当たり 1 万円。 水利費は、借人負担になっております。 続きまして、27 ページ目をご覧ください。 申請番号 35 号払戸字尻深二番谷地○番地、他 9 筆、地目、田、面積計 8,168 平米、渡人が B´、受人が大瀧村の C´。 新規の 1 年契約で、10 アール当たり 1 万円、水利費は、借人負担です。 申請番号 31 号、福川字下下谷地○番、他 11 筆、地目、田、面積計 2 万 1,999 平米、渡人が福川の D´、受人が福川の Y。 新規の 3 年契約で、10 アール当たり 1 万 5 千円、水利費は、借人負担です。 ここからは、再設定になりますので、一旦説明を終わりたいと思います。 事務局の説明について、ご意見ございませんか。 (挙手を見て)</p>
----------------------	--

議 長	加藤和洋委員。
加藤和洋 委員	25 ページ、27 番。 これ、前もいったが、vが亡くなっていない。 亡くなった方の名前でいいのか。 住所も違うので。
事務局	すいません。 引き継いだ人の名前が入るべきだったのが、登記メニューが変わって いないので、この名前が出てしまいました。 本来は、これを変えなければいけなかったということです。 すいませんでした。 訂正いたします。 ちょっと確認いたしますので、少々お待ちいただいでよろしいでしょ うか。
議 長	暫時休憩いたします。 再開します。 次へ進んでください。
事務局	議事参与案件等を 36 号まで、30 ページの 36 号まで終わりましたの で、その下、30 ページの下段の 37 号からご説明いたします。 申請番号 37 号から 39 号までは、同じ渡人となりますので、一括して 説明いたします。 払戸字大堤下千間〇番地、他 14 筆、地目、田、面積計 1 万 4,191 平米、渡人が払戸の K、受人が払戸の M 他 2 名。 この再設定は、いずれも 5 年契約です。 続きまして 32 ページ目をご覧ください。 申請番号 40 から 42 号までは、同じ受人で、一括いたします。 船越字堂ノ前〇番地、他、14 筆、地目、田、面積計 1 万 4,627 平 米、渡人が船越の N 他 2 名、受人が船越の c。 すべて再設定の 5 年契約です。 次に 33 ページ目の 43 号からご説明いたします。 申請番号 43 号から 44 号までは、同じ受人となりますので一括いた

事務局	<p>します。</p> <p>船越字草根○番地、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 6,216 平米、渡人が船越の O[〃] 他 1 名、受人が払戸の P[〃]。</p> <p>再設定のいずれも 5 年契約です。</p> <p>続きまして、34 ページの下段、45 号からご説明いたします。</p> <p>45 号から 46 号までは、同じ受人となりますので一括いたします。</p> <p>福川字上下谷地○番地、他 17 筆、地目、田、面積計 3 万 1,990 平米、渡人が神奈川県 of V 他 1 名、受人が角間崎の K。</p> <p>再設定のいずれも 5 年契約です。</p> <p>続きまして、35 ページ目の下段、47 号からご説明いたします。</p> <p>申請番号 47 号、福川字上下谷地○番地、他 10 筆、地目、田、面積計 2 万 8,455 平米、渡人が福川の Q[〃]、受人が福川の R[〃]。</p> <p>再設定の 10 年契約です。</p> <p>続きまして、36 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 48 号、払戸字尻深一番谷地○番地、他 2 筆、地目、田、面積、計 2,755 平米、渡人が払戸の S[〃]、受人が払戸の T[〃]。</p> <p>再設定の 2 年契約です。</p> <p>申請番号 49 号、船越字サツピ○番地、他 1 筆、地目、田、面積計 2,076 平米、渡人が船越の U[〃]、受人が船越の V[〃]。</p> <p>再設定の 10 年契約です。</p> <p>続きまして 37 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 50 号、北浦安全寺字供養塔台○番地、他 7 筆、地目、田、面積計 1 万 4,942 平米、渡人が神奈川県 of W[〃]、受人が北浦の X[〃]。</p> <p>再設定の 10 年契約です。</p> <p>申請番号 51 号、福米沢字福米沢新田○番地、地目、田、面積計 8,359 平米、渡人が船川の Y[〃]、受人が、角間崎の Z[〃]。</p> <p>再設定の 10 年契約です。</p> <p>続きまして 38 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 52 号、北浦安全寺字大台野○番地、他 1 筆、地目、田、面積計 2,935 平米、渡人が北浦の a[〃]、受人が北浦の N。</p> <p>再設定の 7 年契約です。</p> <p>申請番号 53 号、男鹿中滝川字塩戸尻○番地、他 5 筆、地目、田、面積計 1 万 4,488 平米、渡人が男鹿中の b[〃]、受人が男鹿中の c[〃]。</p> <p>再設定の 3 年契約です。</p> <p>39 ページ目をご覧ください。</p>
-----	---

	<p>申請番号 54 号、角間崎家ノ下○番地、他 1 筆、地目、田、面積計 2,050 平米、渡人が、角間崎の d´、e´の親子の共有地です。</p> <p>受人が、角間崎の f´。</p> <p>再設定の 3 年契約です。</p> <p>申請番号 55 号、船越字安根崎○番地、他 2 筆、地目、田、面積計 3,114 平米、渡人が船越の g´、受人が船越の h´。</p> <p>再設定の 5 年契約です。</p> <p>続きまして、40 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 56 号、船越字堂ノ前○番地、他 6 筆、地目、田、面積計 5,336 平米、渡人が神奈川県 of´、受人が協本の j´。</p> <p>再設定の 3 年契約です。</p> <p>申請番号 57 号、払戸字尻深一番谷地○番地、他 3 筆、地目、田、面積計 2,411 平米、渡人が奈良県の k´、受人が払戸の l´。</p> <p>再設定の 3 年契約です。</p> <p>続きまして 41 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 58 号、払戸字登田○番地、地目、田、面積、1,379 平米、渡人が福川の m´、受人が払戸の n´。</p> <p>再設定の 2 年契約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	先ほどの 27 号の件についてご説明いたします。
事務局	<p>先ほどの、v の件、台帳を確認したところ、o´が引き継いでおります。</p> <p>v は、お亡くなりになっていることが確認できました。</p> <p>o´の住所は、野石字○○で住所が登録されております。</p> <p>訂正してお詫び申し上げます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、事務局の説明について、ご意見ございませんか。</p>
武田一雄 委員	はい。
議 長	武田一雄委員
武田一雄 委員	5 ページの親子関係の契約 N と O、こういう感じで 38 ページ、北浦の a´、N で耕作の再契約をしているようだけど、生前一括贈与なので、

	これは息子の名前〇でなければ、ならないのではないか。
事務局	これは、息子に移さないところ、子に譲らないところの1筆、2筆であったと解釈しております。 所有の農地は、息子に譲渡するということですが。
武田一雄 委員	年金のことだと思うが、一括贈与していれば息子の名前にして貸借しなければならいのでは。
鈴木豊則 委員	贈与して経営の主体を子に移していれば、いいはず。 子の場合、贈与でなく賃貸でもいいので、これはできる。
武田一雄 委員 議長	よろしければ、いいです。 他にございませんか。
佐藤正樹 委員	20 ページ上。 備考で10アール当たり1万2千円、面積8,471平米で2万3千円 って計算が合わないが。
事務局	申し訳ありません。 備考の欄については、消すべきところが残ってしまいました。 関係ないような、記載も中には含まれておるかと思えます。 訂正してお詫びいたします。 皆さん、申し訳ありませんでした。
議長	他にございませんか。 (無しの声)
議長	次に議案第35号農作業標準作業料金(案)について、をお願いします。
事務局	本日皆様のお手元にお配りしている、議案第35号の令和6年度の農作業標準料金(案)について、毎年この時期にお示ししているものです。

	<p>一昨年前には、最低賃金が上がったのでそれに合わせて 6,600 円から 7,000 円に作業賃金を上げていたところですが、昨年に変更ありませんでした。</p> <p>今年度に入って、引き続き燃料費の増加など、それらを加味して、一番下の作業賃金に関し、単純に最低賃金が 897 円になったので 8 時間に乗じますと、百円以下切り上げて 7,200 円となる計算です。</p> <p>あと各作業料金の部分については、県の方の標準単価は、農業会議の方から冊子として出ておりまして、その関係作業の、昨年度からの上がり幅を、我々の方、令和 5 年の作業単価に乗じまして、この金額を出しております。</p> <p>5,000 円ほどでは 200 円くらい、昨年度より作業料金がアップしているものであります。</p> <p>この案を令和 6 年度の作業料標準料金として、ご審議いただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局からご説明ありましたが、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。
加藤和洋 委員	ほとんど上がったのですか。
議 長	200 円くらい。 育苗は。
事務局	すいません。 育苗のところでは、単価を農協に確認したところ昨年度と変わらずということでした。 種苗 560 円 1 箱は、変わっておりません。
鈴木豊則 委員	育苗以外は、200 円くらい上がっていますか。
事務局	畔塗りとか細かいところも、5 円くらいずつ上がっています。
鈴木豊則 委員	農協と合わせたの。
事務局	農協さんの方で、作業対価ということで確認しました。 種苗に関しては、農協の方で 560 円ということで毎年農協に確認し

事務局	<p>ている部分ですが、他の部分に関して作業料金確認したところ、農協さんでは、農業委員会のものを参考にしているという回答でした。</p>
<p>佐藤正樹 委員 鈴木豊則 委員</p>	<p>乾燥調整で2万円、カントリーも上げている。</p> <p>カントリーは、生粳から計算し始めたので、同じように見えて値上がりしている。</p>
事務局	<p>1,000円から2,000円上がっているはずだ。</p>
事務局	<p>県の方の上げ幅を見て調整したとっていました。</p> <p>もみ乾燥のところでは、8,500円から9,400円で、今回上げています。</p>
議長	<p>如何ですか。</p> <p>これでよろしいですか。</p> <p>よければ、このようにお願いいたします。</p> <p>どうぞ、極力これを参考でやってください。</p> <p>では続いて、その他に入りたいと思いますので、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>私の方から、その他の資料はありませんが、先ほど冒頭の業務報告のところでお話が出ました。</p> <p>4月5日の第1回の令和6年度第1回の総会の話ですが、年度始めなので皆さんで懇親を深めるために、職員の異動の有無にかかわらず開催したいと思っております。</p> <p>職員の異動ですが、局長が農林水産課長兼務です。</p> <p>去年から農業委員会単独の局長がいたので、おそらくこの4月には、農林水産課長の兼務が解かれて、新たな局長が来るのではないかと考えております。</p>
議長	<p>懇親会の皆さんのご意見をお聞かせ願えればと思います。</p> <p>事務局から提案がございました。</p> <p>どのようにしたらよいでしょうか。</p> <p>私としては、この時期に開催したいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p>

議 長	<p>(賛成の声)</p> <p>ぜひ、ご協力願えばありがたいなと思っております。 時間等は、こちらに任せてもらってもいいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>他に何かありませんか。 視察の件は、次回でよろしいでしょうか。 7月か8月に実施したいと思っています。 場所については、皆さんの意見に沿った場所選びをしたいと思っています。 その時は、ご協力をお願いしたいと思っています。</p>
事務局	<p>もう一つお願いします。 能登半島地震の募金につきましては、ご協力ありがとうございました。 無事、会計課を通して募金が収められたということで、お礼の通知が会計課の方に来ておりましたので、皆様ありがとうございました。 ご報告いたします。</p>
議 長	<p>では、以上を持ちまして総会を終了いたします。</p>

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和6年3月6日

男鹿市農業委員会

議 長

7 番 委 員

8 番 委 員

書 記